
事業所税

申告の手引

宮崎市

はじめに

事業所税は、昭和 50 年に都市環境の整備及び改善に充てるための「目的税」として創設され、本市は平成 8 年 7 月 1 日から課税団体として指定されました。

事業所税は、指定都市等が提供する行政サービスと事業所等が行なう企業活動との間に受益関係があることに着目し、その活動の規模に応じて課税するしくみになっております。

また、事業所税は「申告納付制度」ですので、納税義務者の方が自らその事業所等の内容を申告し、税額を納付していただくことになります。

この申告の手引は、事業所税の基本的な内容を中心にまとめておりますので、ご申告等の参考資料としてご利用ください。

なお、本税の詳しい内容やご不明の点につきましては、下記までお問い合わせください。

[連絡先]

宮崎市税務部市民税課 諸税係（市役所第 3 庁舎 1 階）

電話 (0985) 21-1742

F A X (0985) 38-9557

E-mail 05sizei@city.miyazaki.miyazaki.jp

凡例：この手引書は次の略語で表示しております。

地方税法・・・・・・・・法

地方税法施行令・・・・政

地方税法施行規則・・・・省

地方税法依命通達・・・・依通

宮崎市税条例・・・・条

【 例 】

[法 701 の 31①(2)]は地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 2 号を表しています。

目 次

第 1 部 事業所税の概要

1 事業所税とは	P4
2 事業所税の使いみち	P4
3 事業所税の課税団体	P5
4 事業所税のしくみ	P6

第 2 部 事業所税について

1 課税対象	P7
2 納税義務者	P8
●資産割（判定と税額計算の流れ）	P8
3 資産割の課税標準	P9
●共用部分の取扱いについて	P10
●月割計算について	P11
●特殊な納税義務者〔資産割・従業者割共通〕	P12
4 資産割の税率	P12
5 資産割の免税点	P13
■事業所等の新設・廃止したときの課税標準の計算事例	P14～P18
6 従業者割の課税標準	P19
●従業者割（判定と税額計算の流れ）	P20
●従業者給与総額の算定の特例	P21
7 従業者割の税率	P22
8 従業者割の免税点	P22
■従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）	P23～P24
9 非課税〔資産割・従業者割共通〕	P25
10 課税標準の特例〔資産割・従業者割共通〕	P27
11 減免〔資産割・従業者割共通〕	P28

第3部 事業所税の申告と納付のあらまし

●申告のあらまし	P29
1 事業所税の申告	P30
●修正申告・更正の請求	P31
●延滞金、加算金	P31
2 事業所等の新設・廃止に関する申告	P32
3 事業所用家屋(貸ビル等)貸付・異動 申告書	P32

第4部 事業所税の計算例と申告書の記載例

1 事業所税〔資産割・従業者割〕の計算例と申告書記載例	P33
-----------------------------	-----

第5部 非課税・課税標準の特例・減免

1 主な非課税対象施設	P41
■別表1：非課税対象施設一覧表	P46
■別表2：課税標準の特例対象施設一覧表	P49
■別表3：減免対象施設一覧表	P51

第 1 部 事業所税の概要

1 事業所税とは

- 事業所税は大都市地域に、人口や企業が集中することによって、著しく都市機能が低下し、交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境施設の整備及び改善に必要な財源の確保を図るための目的税として、昭和50年に創設された税です。
- 事業所税は都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、都市地域に所在する事務所・事業所に対してその「事業所床面積」及び「従業員の給与総額」という一定の外形標準を対象に課税するしくみとなっています。

※ 旧宮崎市は周辺の旧4町と合併しておりますので、旧市と旧町の課税については下記のとおり取り扱います。

旧宮崎市	平成 8 年 7 月 1 日以降に決算を迎える事業年度分から
旧佐土原町、旧田野町、旧高岡町	平成 23 年 4 月 1 日以降に決算を迎える事業年度分から
旧清武町	平成 27 年 4 月 1 日以降に決算を迎える事業年度分から

2 事業所税の使いみち

法 701 の 73

- 事業所税（目的税）の全額が、下記の都市環境の整備及び改善に関する事業の費用として使われます。
 - ① 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
 - ② 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
 - ③ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
 - ④ 河川その他の水路の整備事業
 - ⑤ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
 - ⑥ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
 - ⑦ 公害防止に関する事業
 - ⑧ 防災に関する事業
 - ⑨ 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

3 事業所税の課税団体

(平成31年1月現在)

	東京都および 政令指定都市	首都圏整備法の既成市 街地を有するまたは 近畿整備法の既成都市 区域を有する市	人口30万人以上の 政令で指定する市
北海道・ 東北地方	札幌市、仙台市	—	旭川市、秋田市、郡山市、 いわき市
関東地方	東京都（特別区の区域）、 千葉市、さいたま市、横 浜市、川崎市、相模原市	武蔵野市、三鷹市、川口 市	宇都宮市、前橋市、高崎 市、川越市、所沢市、越 谷市、市川市、船橋市、 松戸市、柏市、八王子市、 町田市、横須賀市、藤沢 市
中部地方	新潟市、静岡市、浜松市、 名古屋市	—	富山市、金沢市、長野市、 岐阜市、豊橋市、岡崎市、 一宮市、春日井市、豊田 市
近畿地方	京都市、大阪市、堺市、 神戸市	守口市、東大阪市、尼崎 市、西宮市、芦屋市	大津市、四日市市、豊中 市、吹田市、高槻市、枚 方市、姫路市、奈良市、 和歌山市、 明石市（平成30年7月 1日～）
中国・ 四国地方	岡山市、広島市	—	倉敷市、福山市、高松市、 松山市、高知市
九州・ 沖縄地方	北九州市、福岡市、熊本 市	—	久留米市、長崎市、大分 市、宮崎市、鹿児島市、 那覇市

4 事業所税のしくみ

事業所税は、大都市（人口30万人以上）の都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるため、宮崎市内で事業を行う一定規模以上の法人、個人に対して課税される目的税です。

	資産割	従業者割
税金の種類	目的税（使途が特定されているもの）	
税金の使途	交通施設、教育文化施設、社会福祉施設、医療施設、河川、上水道、下水道、廃棄物処理施設等の整備事業、公害防止及び防災に関する事業等の都市環境整備	
課税対象	宮崎市内の事務所・事業所等で行われる事業	
納税義務者	宮崎市内で事業を行う法人または個人	
課税標準 （※1）	法人：算定期間末日の事業所床面積	法人：事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人：前年の12月31日現在の事業所床面積	個人：算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の算定期間	法人：事業年度	
	個人：1月1日から12月31日	
税率	課税標準となる床面積×600円	課税標準となる給与総額の100分の0.25
免税点制度	事業用家屋の床面積の合計が、1,000㎡以下 （非課税対象施設を除く） ただし、800㎡超から申告が必要です	市内で勤務する合計従業者数が、100人以下 （非課税に係る者を除く） ただし、80人超から申告が必要です
確定手続き	申告納付制度（納税者が「課税標準」及び「税額」を申告し、その申告した税額を納付する制度）	
申告納付 （※2）	法人：事業年度終了の日から2ヶ月以内	
	個人：算定期間の翌年の3月15日まで	

※ 1 「非課税」及び「課税標準の特例」を除きます。

※ 2 期間の末日が「土曜日、日曜日、祝日」の場合、その翌日（平日）が期間の末日になります。

第2部 事業所税について

1 課税対象

事業所税は、事業所等において事業を行う場合に課税対象となります。 法 701 の 32①

- 事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所をさし、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます（事務所、店舗、工場、倉庫等）。
- また事業所等は自己の所有のみではなく、借りている場合（テナント）も含まれます。

2 納税義務者

納税義務者は、宮崎市内に所在する事業所等において事業を行う法人または個人です。

法 701 の 32①

- 納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。

法 701 の 46、法 701 の 47

- なお、事業を行う方が単なる名義人である場合は、事実上当該事業を行っている方が納税義務者となります。 法 701 の 33

● 貸ビル等の場合の納税義務者

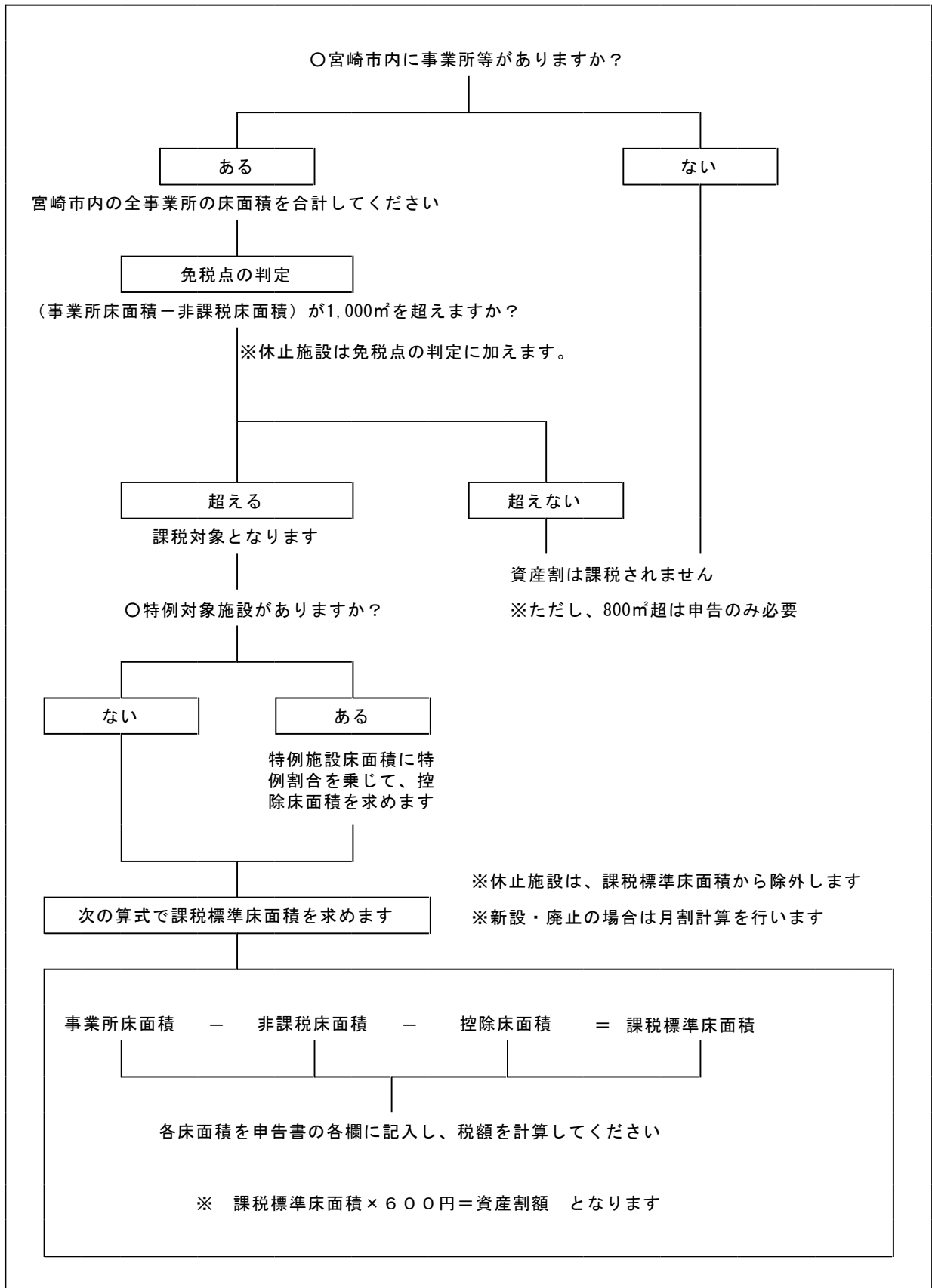
- 貸ビル等の全部、又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う方（テナント）が納税義務者となります。 依通 9 章 3(4) ア
- したがって、貸ビル等の貸主は当該貸付部分については、納税義務者となりません。
- なお、貸主の方は、宮崎市役所市民税課に「事業用家屋（貸しビル等）貸付・異動申告書」をご提出ください。 法 701 の 52②、条 136 の 12②

● 事業所用家屋を貸付けしている場合の申告について（→P 3 2）

● 申告義務者

- 申告義務者は、事業所税の納税義務者に事業所用家屋の全部、又は一部を貸し付けている方です。

● 資産割 (判定と税額計算の流れ)



3 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における宮崎市内に所在する各事業所等の合計床面積をいいます。

法 701 の 40、法 701 の 31①(2)

● 課税標準の算定期間について

法 701 の 40①

1. 課税標準の算定期間とは

法 701 の 31①(7)(8)

➤ 法人にあつては事業年度

➤ 個人にあつては1月1日～12月31日までの期間をいいます。

2. 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合や課税標準の算定期間の月数が12ヵ月に満たない場合については「月割計算についての方法」(→P11)をご参照ください。

● 事業所床面積

法 701 の 31①(4)

1. 事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

2. 事業所用家屋とは、家屋の全部または一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。法 701 の 31①(6)

3. 家屋とは、固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同意義です。登記の有無にかかわらず、建物登記簿に登記されるべき建物をいいます。

政 56 の 16、法 341(3)

4. 自己所有であるか賃貸かを問わず、使用している者の事業所として取扱います。

5. 駐車場等の直接事業の用に供しない部分も住居用以外の施設は課税の対象となります。

6. 床面積の取扱いと端数処理

➤ 事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により平方メートル(m²)を単位として計算し、1m²の100分の1未満の端数は切り捨てます。

7. 事業所用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれます。

● 共用部分の取扱いについて

1. 共用部分とは、1つの家屋を2つ以上の事業者が使用する場合に共用会議室・廊下・階段・エレベータ等の共用されている部分をいいます。
2. 数階建てのビルの場合でも、各階ごとの計算とはならず、すべての階の専用部分と共用部分をまとめて計算（面積按分）を行います。
3. なお、1のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分とが、明確に区分できる場合には、それぞれのグループごとの共用部分になります。
4. 共用部分がある場合、各事業者の事業所床面積は次の算式で求めます。（専用部分に加算する共用部分の床面積は、それぞれの部分ごとに1㎡の100分の1未満を切り捨て、端数処理を行います。）

$$\begin{array}{l}
 \text{当該事業者の} \\
 \text{事業所床面積}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{当該事業者の} \\
 \text{専用部分の} \\
 \text{床面積}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{共用部分} \\
 \text{の床面積}
 \end{array}
 \times
 \left[\frac{\begin{array}{l} \text{共用部分に係る} \\ \text{当該事業者の} \\ \text{専用部分の床面積} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{共用部分を共用する} \\ \text{事業者すべての専用} \\ \text{部分の合計床面積} \end{array}} \right]$$

[共用部分の計算の具体例]

A 社 500 ㎡	機械室	床面積の内訳 建物の延床面積 2,300 ㎡ A 社の専用面積 900 ㎡ B 社の専用面積 600 ㎡ 共用部分の面積 800 ㎡ （廊下、機械室）
廊下		
A 社 400 ㎡	B 社 600 ㎡	

[計算式]

$$\begin{array}{l}
 \text{A 社の} \\
 \text{事業所} \\
 \text{床面積}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{専用部分} \\
 = 900 \text{ ㎡}
 \end{array}
 +
 \left[\begin{array}{l} \text{共用部分} \\ 800 \text{ ㎡} \times \frac{900}{900+600} \end{array} \right]
 =
 \underline{1,380 \text{ ㎡}}$$

$$\begin{array}{l}
 \text{B 社の} \\
 \text{事業所} \\
 \text{床面積}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{専用部分} \\
 = 600 \text{ ㎡}
 \end{array}
 +
 \left[\begin{array}{l} \text{共用部分} \\ 800 \text{ ㎡} \times \frac{600}{900+600} \end{array} \right]
 =
 \underline{920 \text{ ㎡}}$$

※ B 社が住宅または空室の場合でも、専用部分として計算するため、A 社の事業所床面積は上記と変わりません。

● 月割計算について（P14～P18 の計算事例をご参照ください。）

課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設・廃止があった場合、課税標準は月割計算によって算定します。

法 701 の 40②

〔 月割計算の計算式は次のとおりです 〕

1. 課税標準の算定期間の中途において事業所等の〔新設〕があった場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

2. 課税標準の算定期間の中途において事業所等の〔廃止〕があった場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

3. 課税標準の算定期間の中途において〔新設〕された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中途において〔廃止〕された場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

〔 説明 〕

課税標準の月割計算は事業所等の新設または廃止があった場合にのみ行います。

事業所等の〔拡張〕〔縮小〕または事業所等を構成する事業所用家屋の〔新築〕〔滅失〕等の「異動」が生じた場合、月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等に係る課税標準となります。

法人の新規設立や解散、個人の新規開業や廃止、事業年度（決算期）の変更で、課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合は、次の計算式により算定します。

法 701 の 40①、③

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積}}{12\text{月}} \times \text{算定期間の月数}$$

※この月数は暦に従い計算し、1月に満たない場合は切り上げて1月とします

● 特殊な納税義務者〔資産割・従業者割共通〕

次のような場合は、それぞれが連帯納税義務者となります。

〔共同事業の場合〕

共同事業（みなし共同事業を除く）を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。

なお、この場合の各共同事業者ごとの課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積または従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その方の出資の額に応じた割合）を乗じて得た面積または金額となります。

また、免税点の判定も同様となります。

法 10 の 2①、政 56 の 51①、政 56 の 75①

〔みなし共同事業の場合〕

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する方の事業とが「同一の家屋」で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの方には連帯納税義務が課されます。

なお、この場合特殊関係者を有する方の免税点の判定は、その方の本来の事業と合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。

法 701 の 32②、法 10 の 2①、政 56 の 51②、政 56 の 75②

4 資産割の税率

資産割の税率は、事業所床面積 1 m²につき 600 円です。

法 701 の 42①

〔 例 〕

資産割額 = $\frac{\text{課税標準となる事業所床面積}}{\text{課税標準}}$ × 600 円 と計算するため、

（課税標準となる事業所床面積が 1,234.56 m²の場合）

資産割額は $1,234.56 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 740,736 \text{ 円}$ （※）

（※）納付税額は、資産割額に従業者割額を加えて、100円未満切捨て。

5 資産割の免税点

資産割は宮崎市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が1,000㎡以下の場合には課税されません。

法 701 の 43①

[説明]

- 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
この場合、[事業所床面積－非課税床面積]の床面積で判定します。
(非課税施設 P42～P48)
 - 課税標準の算定期間については (P9)
 - 事業所等に共用部分がある場合は共用部分を含んだ面積で判定します。
 - 共用部分の計算方法 (P10)
 - 課税標準の算定期間の中で免税点を超えた場合 (P14)

(注) 事業所床面積の合計が800㎡を超えれば申告が必要です。条 136 の 9③

[Q & A]

Q 免税点は基礎控除と考えてよいでしょうか？

A 事業所税の制度上、免税点は中小零細事業者の負担を排除するため設けられているものであるため、基礎控除ではありません。
したがって、(例) 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は、超えた部分だけでなく、事業所床面積全体の1,500㎡が課税対象となります。

■ 事業所等を新設・廃止したときの課税標準の計算事例

No.	区分	具体的な事例	参照ページ
1	新設	宮崎市内に事業所等があり、さらに新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設したとき	P15
	廃止	宮崎市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき	
2	新設	他都市では事業を行っており、宮崎市内に初めて支店・営業所等の事業所を新設したとき	P16
	廃止	他都市では事業を継続するが、宮崎市内のすべての事業所等を廃止したとき	
3	新設	事業を初めて開始し、宮崎市内に事業所等を新設したとき	P17
	廃止	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき	
4	拡張	宮崎市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築（または増築）したとき	P18
	縮小	宮崎市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊したとき	

■ 事例ごとの説明と具体例

1	新設	宮崎市内に事業所等があり、さらに新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設したとき
	廃止	宮崎市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき

事業そのものは継続して行っているため、新設・廃止に該当し、次の月割計算によって算定します。(※ 月割計算はP11を参照ください)

[新設の事例]

A社は橘通に本社があり事業を行っていたが10月1日に赤江地区に支店を新設した。

(決算) 3月31日 (本社床面積) 2,500㎡ (支店床面積) 1,500㎡

算定期間	4月1日 10月1日 3月31日	支店の月割計算
		新設の日の属する月の翌月から5月(11~3月)
本社	2,500㎡	$1,500\text{㎡} \times \frac{5}{12} = 625\text{㎡}$
支店	1,500㎡	課税標準となる事業所床面積
		本店床面積 2,500㎡
		支店床面積 625㎡
		合計 3,125㎡

[廃止の事例]

橘通に本社があるA社は、赤江地区の支店を10月1日に廃止した。

(決算) 3月31日 (本社床面積) 2,500㎡ (支店床面積) 1,500㎡

算定期間	4月1日 10月1日 3月31日	支店の月割計算
		廃止の日の属する月を含む7月(4~10月)
本社	2,500㎡	$1,500\text{㎡} \times \frac{7}{12} = 875\text{㎡}$
支店	1,500㎡	課税標準となる事業所床面積
		本店床面積 2,500㎡
		支店床面積 875㎡
		合計 3,375㎡

2	新設	他都市では事業を行っており、宮崎市内に初めて支店・営業所等の事業所を新設したとき
	廃止	他都市では事業を継続するが、宮崎市内のすべての事業所等を廃止したとき

事業そのものは継続して行っているため、新設については、月割計算によって算定します。しかし、廃止については、課税標準の算定期間の末日に宮崎市内に事業所等が存在しないため免税点以下（1,000㎡以下）となり課税されません。

（※ 月割計算はP11を参照ください）

[新設の事例]

A社は東京で事業を行ってきたが、このたび新たに宮崎市内に支店を新設した。

（決算）3月31日 （支店開設日）10月1日 （支店床面積）1,500㎡

算定期間	4月1日 10月1日 3月31日	支店の月割計算
		新設の日の属する月の翌月から5月（11～3月）
支店	1,500㎡	$1,500\text{㎡} \times \frac{5}{12} = 625\text{㎡}$
		課税標準となる事業所床面積
		支店床面積 625㎡
		合計 625㎡

[廃止の事例]

A社は東京（本社）で事業を継続するが、宮崎市内の支店（すべて）を廃止した。

（決算）3月31日 （支店廃止日）10月1日 （支店床面積）1,500㎡

算定期間	4月1日 10月1日 3月31日	支店の月割計算
		算定期間末日現在には
支店	1,500㎡	事業所床面積が0㎡であるため
		免税点以下で課税とならない
※東京（本社）での事業は継続している		

3	新設	事業を初めて開始し、宮崎市内に事業所等を新設したとき
	廃止	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき

この事例では、月割計算は行われず「課税標準の算定期間（P9）の月数が12月に満たない場合」に該当し、次のとおり求めます。

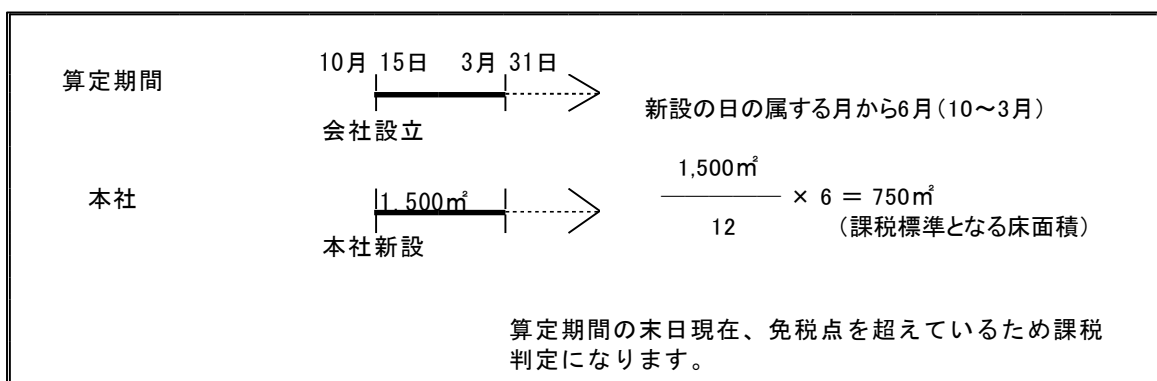
$$\frac{\text{算定期間の末日に} \\ \text{おける事業所床面積}}{12 \text{ 月}} \times \text{算定期間の月数}$$

※ この月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを切り上げ1月とします。

[新設の事例]

A社では10月15日に会社を設立し、同日、宮崎市内に本社事務所を新設した。

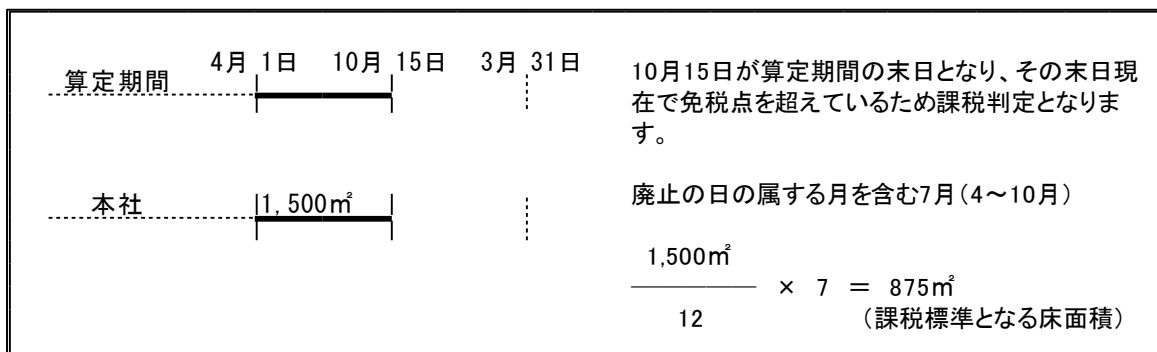
(決算) 3月31日 (本社床面積) 1,500㎡



[廃止の事例]

A社は10月15日にすべての事業を廃止し、同日、宮崎市内の本社（すべての事業所を廃止した）。

(決算) 3月31日 (支店床面積) 1,500㎡

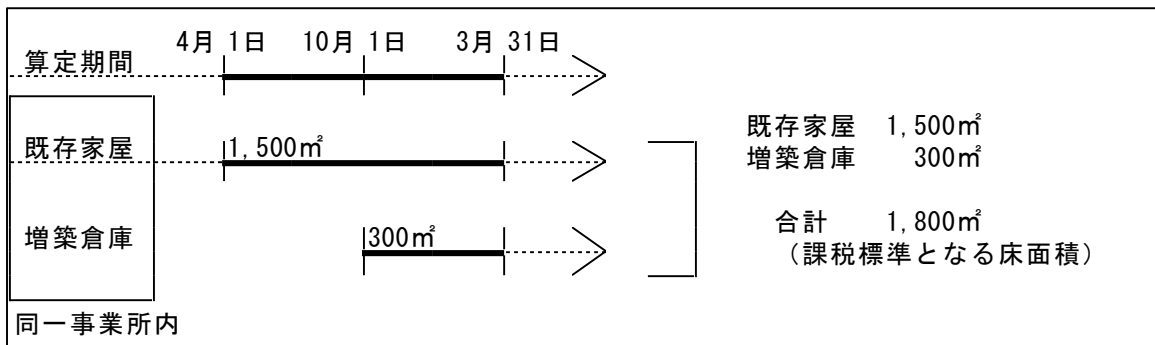


4	拡張	宮崎市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築（または増築）したとき
	縮小	宮崎市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊したとき

同一事業所内における建物の異動は、事業所の新設・廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

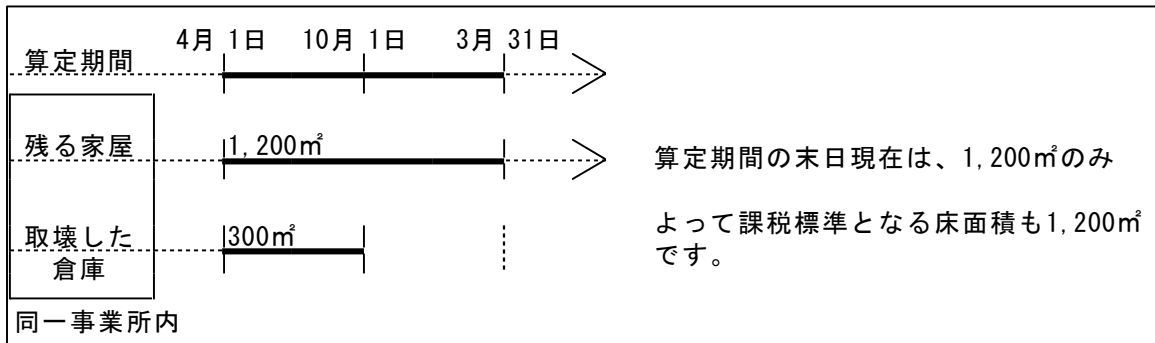
[拡張の事例]

A社は宮崎市内で事業を行っていたが、10月1日に同一事業所内に新たに倉庫を増築した。（決算）3月31日



[縮小の事例]

A社は宮崎市内で事業を行っていたが、10月1日に同一事業所敷地内にある倉庫を一部取り壊した。（決算）3月31日



6 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、宮崎市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。

法 701 の 31①(3)、法 701 の 40①

[説明]

- 課税標準の算定期間とは(P9)
- 従業者とは
 1. 一般従業者のほか、役員（使用人兼役員を含む）及び日々雇用する臨時従業者などをいいます。
※ ただし、障がい者（役員以外）及び年齢65歳以上（役員以外）の者は除かれます。
 2. パートタイマーは免税点判定における従業者には含まれませんが、その給与等は従業者給与総額に含まれます。(P24)
 3. 数社の役員を兼務している者は、それぞれの会社で従業者に含まれます。
 4. 休職中の従業者は、給与等が支払われている場合のみ従業者に含まれます。
 5. 従業者割の対象となる従業者の範囲は、勤務の状態によって取り扱いが異なりますのでご注意ください。(P23)

- 従業者給与総額とは

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に、従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額をいい具体的には下記のとおりです。

従業者給与総額に含まれるもの

- ・ 給料 ・ 賃金 ・ 俸給 ・ 賞与 ・ 扶養手当 ・ 住居手当 ・ 時間外勤務手当
- ・ 所得税の取扱い上非課税とならない現物給与、通勤手当等

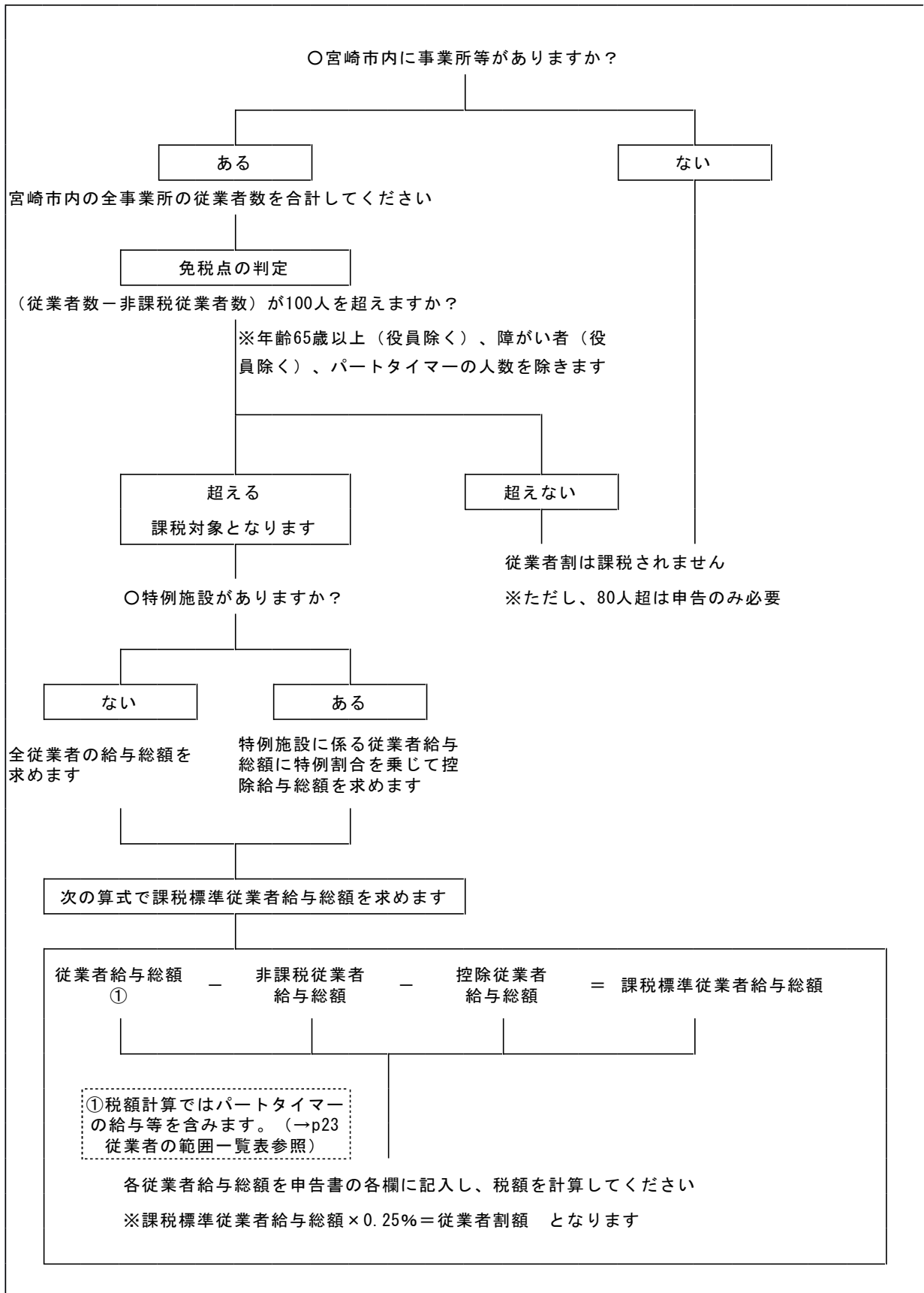
従業者給与総額に含まれないもの

- ・ 退職給与金 ・ 年金 ・ 恩給
- ・ 所得税の取扱い上非課税となる給与及び役員に対する利益処分による賞与等

- 事業専従者の場合は、その者にかかる事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれません。
- 外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税法の取扱い上、給与所得に該当しないものは含まれません。

依通 9 章 3(6)イ

● 従業者割 (判定と税額計算の流れ)



● 従業者給与総額の算定の特例

1. ・役員以外の65歳以上の者
 ・役員以外の障がい者



については、従業者から除きます。

法 701 の 31①(5)

したがって、上記の方々が含まれる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、上記の方々に支払われる給与等を除いて行います。

(注) 障がい者とは

所得税、住民税において障がい者控除の対象となる者をいいます。

政 56 の 17、政 7①(2)～(7)

2. 雇用改善助成対象者について

雇用改善助成対象者がいる場合、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与総額の1/2に相当する額を除きます。

法 701 の 31①(5)

(注) 雇用改善助成対象者とは

年齢が55歳以上65歳未満の従業者のうち、次に掲げる者です。

政 56 の 17 の 2

1	雇用保険法・雇用対策法施行令に基づき、高年齢者・障がい者その他就職が特に困難な者の雇用の機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者
2	雇用保険法・雇用対策法に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者

3. 年齢65歳以上の者等の判定について

- 年齢65歳以上の者、障がい者、雇用改善助成対象者の判定は、当該者に対して給与等が支払われるときの現況によります。

法 701 の 31②

- 算定期間の中途に障がい者又は年齢が65歳以上になった場合、給与等の計算の基礎となる期間（月給・週給等）の末日に障がい者又は年齢が65歳以上になった日以後に支払われる給与等については、課税標準となる従業者給与総額には含まれません。

7 従業者割の税率

従業者割の税率は、従業者給与総額の100分の0.25（0.25%）です。

法701の42①

[例]

従業者割額 = $\frac{\text{課税標準となる従業者給与総額}}{\text{従業者給与総額}} \times 0.25\%$ であるので、

課税標準となる従業者給与総額が、654,321,000円の場合、

従業者割額・・・ $\frac{\text{課税標準} \text{ 654,321,000円}}{\text{従業者給与総額}} \times \text{税率} \text{ 0.25\%} = 1,635,802.5 \text{円}$

※ 従業者割額は1円未満切捨て、税額は従業者割額に資産割額を加えて100円未満切捨て

8 従業者割の免税点

従業者割は、宮崎市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が100人以下の場合は課税されません。

なお、免税点の判定は非課税に係る従業者数を除いて判定します。

法701の43

[説明]

1. 従業者割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
2. 免税点の判定にあたっては以下の者を除いて判定します。
 - 役員以外の年齢65歳以上の従業者、役員以外の障がい者
 - 非課税施設に係る従業者
3. 免税点の判定対象となる従業者の範囲については、勤務の状態によって異なりますので「従業者の範囲一覧表」(P23)を参照してください。
4. 共同事業、みなし共同事業の場合は、(P12)を参照してください。

[例]

A社	事業年度	4月1日～3月31日
	3月31日現在の従業者の状況	従業者合計 115人

(1) 役員	10人	(3) (4)は課税対象ではない よって(1)+(2)=90人 100人を超えないため 免税点以下となります
(2) 一般従業者	80人	
(3) 65歳以上の従業者	15人	
(4) 非課税施設に係る従業者	10人	

※ 従業者数が80人を超えれば申告が必要です。

条136の9③

■ 従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）

従業者の区分		免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲	備考
65歳以上（役員を除く）		従業者に含まない	給与総額に含まない	
障がい者（役員を除く）		従業者に含まない	給与総額に含まない	
雇用改善助成対象者		従業者に含まれる	給与等額の1/2を従業者給与総額から控除する	
役員	無給の役員	従業者に含まない	給与総額に含まない	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含まれる	それぞれに給与総額に含まれる	
	非常勤の役員	従業者に含まれる	給与総額に含まれる	
パートタイマー		従業者に含まない	給与総額に含まれる	所定の労働時間が、正規の従業者の3/4未満
日々雇用等の臨時の従業者		従業者に含まれる	給与総額に含まれる	
休職中の従業者		給与等が支払われている場合は従業者に含まれる	給与総額に含まれる	
中途退職者		従業者に含まない	退職時までの給与等は給与総額に含まれる	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含まれる	出向元の給与総額に含まれる	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含まれる	出向先の給与総額に含まれる	法人税法上、給与相当分が給与として取扱われている
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含まれる	それぞれに支払う給与等を給与総額に含まれる	
課税区域外の建築現場事務所へ派遣されている社員		従業者に含まない	給与総額に含まない	出張の場合は含める
派遣法に基づく派遣社員		派遣元の従業者に含まれる	派遣元給与総額に含まれる	
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		長期出張の場合は含める 派遣の場合は含めない	長期出張の場合は給与総額に含まれる 派遣の場合は給与総額に含まない	出張が派遣と同様と認められる場合は含めない
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われていれば含める	所得税法上の給与等は給与総額に含まれる	
常時船舶の乗組員		従業者に含まない	給与総額に含まない	

[説明]

1. パートタイマーとは

形式的な呼称によるものではなく、勤務の状態によって判定します。

一般的な雇用期間の長短ではなく、1日の所定労働時間が正規の従業者の3/4未満であり、休暇・社会保険・賞与等からみて明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

2. 出向とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に貸与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

3. 出張とは

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事務所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

4. 派遣とは

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

9 非課税〔資産割・従業者割共通〕

非課税とは地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいいます。事業所税における非課税施設の範囲は、別表1「非課税対象施設一覧表」(P46)のとおりです。

※ 主な非課税対象施設については(P42)を参照してください。

法 701 の 34

〔 説明 〕

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税があります。

人的非課税とは、国・公共法人・公益法人等の法人自体の公共性・公益性から非課税とされているものです。

用途非課税とは、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされているものです。

● 福利厚生施設の例

1. 食堂・娯楽室・診療室・体育館・理髪室等

一般的には企業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、勤労者の福利厚生施設に該当します。

2. 更衣室・仮眠室・休憩室・宿泊室・図書室等

企業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合とが考えられますので、本来の事業の性質・施設の利用実態等を勘案して判定します。

したがって、当該施設が業務用施設と認められる場合は福利厚生施設に該当しません。

3. 社員寮・社宅

人の居住の用に供するものであるため、事業所用家屋には該当せず、課税対象とはなりません。

4. 研修所

一般的には企業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。

● 消防用設備、防災施設について（特定防火対象物のみ適用されます…P43）

これらの設備・施設は建築基準法及び消防法の規定を基に判定を行いますので、消防検査の時の届出資料の提示を必要とする場合があります。

- **非課税の適用判定日**

非課税規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

法 701 の 34⑥

- **非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い**

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下・階段等を共用している場合、その共用部分はすべて課税標準床面積に含まれます。

[例] 社員食堂（非課税施設）に通じる廊下・階段は課税標準床面積に算入します。

- **非課税の適用**

1. **公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行っている場合の非課税の適用**

非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区別することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

政 56 の 23

2. **非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定方法**

非課税規定の適用を受ける事業と、受けない事業に従事した従業者の分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

10 課税標準の特例〔資産割・従業者割共通〕

課税標準の特例とは地方税法の規定により、事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。

事業所税における課税標準の特例施設の範囲は、別表2「課税標準の特例対象施設一覧表」(P49)のとおりです。

法 701 の 41

〔 説明 〕

事業所税における課税標準の特例には、非課税と同様に、人的特例と用途特例がありません。

課税標準の特例規定が適用される場合、各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が、課税標準から控除されます。

〔 例 〕「心身障がい者多数雇用事業所」の場合

心身障がい者多数雇用事業所（法 701 の 41②、政 56 の 68）とは、常時雇用する心身障がい者（短時間労働者を除く）の数と、重度心身障がい者である短時間労働者との数を合計した数が10人以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く）の総数に対する常時雇用する心身障がい者（短時間労働者を除く）の数と短時間労働重度心身障がい者を合計した数の割合が1/2以上である事業所で身体障がい者雇用促進助成金の支給に係る施設

A社は心身障がい者多数雇用事業所である。●事業所床面積 1,800 m²

特例対象面積		特例控除割合		控除面積
1,800 m ²	×	1/2	=	900 m ²

事業所床面積	控除面積	税率	資産割税額
(1,800 m ² - 900 m ²)		×	600 円 = 540,000 円

※ 免税点の判定は、課税標準の特例規定を適用する前の事業所床面積（1,800 m²）を基準として判定し、この例のように特例控除により1,000 m²以下となっても免税点以下とはならず課税対象となります。

※ したがって、1/2の控除後の900 m²が課税標準床面積となります。

● 課税標準の特例の判定日

特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

法 701 の 41③

- 特例対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い
同一の事業所用家屋において特例対象施設と課税施設とがあり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は特例対象施設に含めません。
- 課税標準の特例の適用
特例規定を受ける事業と、受けない事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。(P26)
- 課税標準の特例規定の重複適用
「別表2」に掲げた課税標準の特例規定(P49、P50)のうち、2つ以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

政 56 の 71

適用順位	適用条項
1	法第 701 条の 41 第 1 項 (別表 2 の 1 ~ 1 9 番)
2	法第 701 条の 41 第 2 項 (別表 2 の 2 0 番)

1 1 減免 [資産割・従業者割共通]

本市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、宮崎市税条例（第 136 条の 14）によって、減免措置を講じています。

- 減免の対象範囲と減免割合（別表 3 の P51、P52）
- 減免の手続
 - 減免申請書の提出
減免を受けようとする場合は、「事業所税減免申請書」を納期限までに提出することが必要です。この場合、減免を受けようとする事由を証する書類・資料を添付してください。
- 減免の判定
減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

第3部 事業所税の申告と納付のあらまし

事業所税の申告には、次の3種類があります。

- ① 事業所税の申告
- ② 事業所等の新設・廃止申告
- ③ 事業所用家屋の貸付申告

	申告種類		申告者	要件	申告期限	記載例
①	事業所税	納付申告	事業を行う者	事業所等の合計床面積が、 1,000㎡を超える場合 又は合計従業者数が 100人を超える場合	[法人] 事業年度終了の日から2 ヵ月以内	申告書 44号様式・ 別表1～4
		免税点 以下の申告		事業所等の合計床面積が、 800㎡を超える場合又は 合計従業者数が80人を 超える場合	[個人] 翌年3月15 日まで	
②	事業所等の新設・廃止に 関する申告		事業を行う者	事業所等を新設又は 廃止した場合	新設または 廃止した日 から一ヶ月 以内	事業所等新 設・廃止申告 書 又は 法人設立・変 更等申告書
③	事業所用家屋の貸付に 関する申告		事業所用 家屋の 貸付を 行う者	事業所用家屋の全部又は 一部を貸付けている場合	貸付けるこ ととなった 日から一ヶ 月以内	事業所用家 屋（貸ビル 等）貸付・異 動 申告書

1 事業所税の申告

● 申告義務者

申告義務者は、宮崎市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次のいずれかの要件に該当する方です。

申告納付	法 701 の 46①
課税標準の算定期間の末日現在において（非課税に該当するものを除く）	
1. 宮崎市内に所在する各事業所等の合計床面積が 1,000 ㎡を超える場合	
2. 宮崎市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 100 人を超える場合	
なお、この場合は申告とともにその税額を金融機関・郵便局等で納付してください。	

免税点以下の申告	条 136 の 9③
1. 前事業年度（法人）又は前年の個人に係る課税期間において、事業所税の税額があった場合	
2. 課税標準の算定期間の末日において、市内に所在する各事業所等の合計床面積が 800 ㎡を超えて 1,000 ㎡以下の場合	
3. 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 80 人を超えて 100 人以下の場合	

● 申告納付期限

法人・・・ 事業年度終了の日より 2 ヶ月以内

法 701 の 46、条 136 の 9①

個人・・・ 翌年の 3 月 15 日まで

法 701 の 47、条 136 の 9②

※ 個人の事業に対しては

1. 年の中で事業を廃止した場合は、その廃止の日から 1 ヶ月以内
2. 事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から 4 ヶ月以内

● 申告書と申告先 [第 44 号様式・別表 1～4]

「事業所税の申告書」を宮崎市役所 市民税課へ提出してください。

● 納付場所

宮崎市指定金融機関、宮崎市収納代理金融機関、郵便局等

● 修正申告・更正の請求

法 20 の 9 の 3

- 修正申告・・・すでに確定した課税標準又は税額が過少であった場合の申告
不足額を生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。
- 更正の請求・・・すでに確定した課税標準又は税額が過大であった場合の手続
申告書に記載した課税標準又は税額の計算が、法令の規定に従っていなかった場合、又はその計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年以内に限り更正の請求ができます。なお、更正の請求は「更正の請求書」を提出してください。

● 端数の処理

1. 税額	資産割・従業者割の合計で 100 円未満切捨て
2. 事業所床面積	1 m ² の 1/100 未満切捨て
3. 従業者給与総額	1 円未満切捨て
4. 課税標準となる従業者給与総額	1,000 円未満切捨て

● 延滞金

1. 法定納期限後に納付する場合には、当該税額に法定納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、特例基準割合（※）に 7.3% を加算した割合を乗じて計算した延滞金がかかります。なお、法定納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までは、特例基準割合に加算される割合が、7.3% から 1% に軽減されます。
※ 日本銀行が毎年公表する国内銀行及び信用金庫における約定時の貸出金利の平均（＝貸出約定平均金利）に 1% を加算した割合。
2. 計算にあたっては、基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときは端数金額を切捨て、税額の金額が 2,000 円未満の場合にはその全額を切捨てます。また、算出された延滞金の額が 1,000 円未満の場合にはその全額、1,000 円以上のものは 100 円未満の端数金額を切捨てます。

● 加算金

1. 過少申告加算金 法 701 の 61①
期限内に申告書を提出した場合で、当該申告税額が過少であるため市長が更正した場合又は修正申告書の提出があった場合、増加する税額の 10% 相当額の過少申告加算金が課されます。

2. 不申告加算金

法 701 の 61②

次の場合、納付すべき税額の 15%相当額の不申告加算金が課されます。

- ① 期限後に申告書を提出した場合
- ② 市長が税額等を決定した場合
- ③ 期限後に申告書を提出した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき
- ④ 市長が税額等を決定した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき

ただし、期限後に申告書の提出があった場合、又は修正申告書の提出があった場合は、それらの申告が市長による決定又は更正を予知してなされたときを除き、5%相当額になります。

法 701 の 61④

3. 重加算金

法 701 の 62

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによる場合は、重加算金（過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課されます。

2 事業所等の新設・廃止に関する申告

● 申告義務者（申告事項）

法 701 の 52①、条 136 の 12

申告義務者は、宮崎市内において事業所等を新設又は廃止された方です。

（住所・氏名または名称・所在地、新設または廃止年月日、床面積および従業者数 他）

● 申告期限

事業所等を新設・廃止した日から 1 ヶ月以内に申告してください。

● 申告書と申告先

「事業所等新設・廃止申告書」又は「法人設立・変更等申告書」を宮崎市役所 市民税課へ提出してください。

3 事業所用家屋(貸ビル等)貸付・異動 申告書

● 申告義務者（申告事項）

法 701 の 52②、条 136 の 12②

申告義務者は、事業所用家屋の全部、又は一部を貸し付けている方です。

（住所・氏名又は名称・所在地、事業所床面積、貸付相手の住所・氏名又は名称・所在地 他）

● 申告期限

その貸し付けることとなった日から 1 ヶ月以内に申告してください。

● 申告書と申告先

「事業所用家屋(貸ビル等)貸付・異動 申告書」を宮崎市役所 市民税課へ提出してください。

第4部 事業所税の計算例と申告書の記載例

[計算例]

1 事業所税（資産割・従業者割）	P34
------------------	-----

[記載例]

1 事業所税

第4-4号様式申告書	P36
〃 別表1 [事業所等明細書]	P37
〃 別表2 [非課税明細書]	P38
〃 別表3 [課税標準の特例明細書]	P39
〃 別表4 [共用部分の計算書]	P40

1 事業所税〔資産割・従業者割〕の計算例と申告書の記載例

一般事務所の例

納税義務者	決算月	申告する事業年度
株式会社M社	9月	令和元年10月1日～令和2年9月30日

①本店（宮崎市橘通西1丁目1番1号）

●専用床面積	3,460.11 m ²
うち社員食堂（非課税）	214.84 m ²
うちタクシー事業用施設（特例控除）	2,713.02 m ²
●共用床面積（4社で使用…（株）M社、A社、B社、C社）	1,830.56 m ²
●従業者給与総額（213人）	783,414,148円
うち65歳以上（6人）（非課税）	23,220,128円
うちタクシー事業従事者（200人）の給与額（特例控除）	683,141,967円

②M神宮営業所（宮崎市神宮2丁目2番2号）

●専用床面積	313.79 m ²
●従業者給与総額（4人）	7,356,553円

③M青島店（宮崎市青島3丁目3番3号）

●専用床面積 ※ R2.4.5新設	1243.26 m ²
●従業者給与総額（48人）	125,223,655円

● 免税点判定 資産割

（1）本店の共用部分については、（株）M社、A、B、C社で下記計算により按分します。

家屋の全床面積 8,890.67 m ²	共用床面積		1,830.56 m ²
	専用床面積 合計 7060.11 m ²	M社	3,460.11 m ²
		A社	1,000.00 m ²
		B社	1,200.00 m ²
		C社	1,400.00 m ²

M社の共用部分の計算

$$1,830.56 \text{ m}^2 \times (3,460.11 \text{ m}^2 \div 7,060.11 \text{ m}^2) = 897.144 \dots$$

端数処理により ≠ 897.14 m²

(2) 宮崎市内すべての事業所床面積を合計し、非課税面積を除いて判定します。

本店 専用面積	3,460.11 m ²	事業所床面積 合計	5,914.30 m ²
本店 共用面積	897.14 m ²		
M神宮営業所	313.79 m ²		
M青島店	1243.26 m ²		
非課税床面積 (社員食堂)			▲214.84 m ²
免税点判定面積			5,699.46 m ²

結果、5,699.46 m² > 1,000 m² で免税点を超えるため、資産割の課税対象です。

● 免税点判定 従業者割

(1) 宮崎市内すべての従業者数を合計し、非課税人数を除いて判定します。

本店 人数	213 人	従業者数 合計	265 人
M神宮営業所 人数	4 人		
M青島店 人数	48 人		
非課税従業者数 (65 歳以上)			▲6 人
免税点判定従業者数			259 人

結果、259 人 > 100 人 で免税点を超えるため、従業者割の課税対象です。

● 課税標準及び税額の計算 資産割

(1) 本店 特例控除面積

$$2,713.02 \text{ m}^2 \times \text{控除率 } 1/2 = 1,356.51 \text{ m}^2$$

(2) M青島店 新設による月割計算を適用し、新設月の翌月から数える

$$1,243.26 \text{ m}^2 \times \text{月割 } 5/12 \text{ 月} = 518.025 \text{ m}^2$$

● 課税標準及び税額の計算 従業者割

(1) 本店 特例控除給与

$$683,141,967 \text{ 円} \times \text{控除率 } 1/2 = 341,570,983.5 \text{ 円}$$

※ 消防設備等について

一般オフィスビルは特定防火対象物に該当しないため、消防用設備・防火施設を設置していても非課税の適用はありません。

※ 具体的な税額の計算は P36～の記載例を参照ください。

※ 当事例では事業年度の終了が 9 月 30 日のため、2 ヶ月以内の 11 月 30 日までに申告書の提出と税額の納付が必要です。

第44号様式 事業所得税（資産割および従業者割）の申告書 記載例

令和2年11月30日	宮崎市長	整理番号	事業所コード	申告区分
宮崎市長	宮崎市長	99999999	99999999	第四十四号様式
住所	〒880-8505	発行年月日	令和2年11月30日	
株式会社 M社	宮崎市橋通西1丁目1番1号	承認印		
1-9999-1111-9999				
法人番号		申告年月日		
EMサキタロウ				
M崎 太郎				
代表者氏名		事業種目	タクシー事業	
		資本金の額又は出資金の額	1 000 000	千円
		所轄税務署名	宮崎 税務署	
		(電話)	0985-**-****	
		この申告に 応答する者 の氏名	経理部 M崎 花子	

令和1年10月01日	日から	令和2年09月30日	までの	事業年度又は課税期間
1	10	01	09	30
算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	4,671.04	従業者給与総額	⑫
算定期間中において新設又は廃止された事業所床面積	②	1,243.26	非課税に係る従業者給与総額	⑬
①に係る非課税床面積	③	214.84	控除従業者給与総額	⑭
②に係る非課税床面積	④		課税標準となる従業者給与総額 (⑭-⑬-⑭)	⑮
①に係る控除床面積	⑤	1,356.51	従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$)	⑯
②に係る控除床面積	⑥		既に納付の確定した従業者割額	⑰
①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤)	⑦	3,099.69	資産割額と従業者割額の合計額 (⑰+⑱)	⑱
②に係る課税標準となる床面積	⑧	518.02	既に納付の確定した事業所得税額 (⑰+⑱)	⑲
課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	3,617.71	この申告により納付すべき事業所得税額 (⑲-⑲)	⑳
資産割額 (⑨×600円)	⑩	2,170.626		
既に納付の確定した資産割額	⑪	0		

事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	従業者給与総額	⑫	915,994,356
床面積	算定期間中において新設又は廃止された事業所床面積	②	非課税に係る従業者給与総額	⑬	23,220,128
非課税に係る	①に係る非課税床面積	③	控除従業者給与総額	⑭	341,570,983
事業所床面積	②に係る非課税床面積	④	課税標準となる従業者給与総額 (⑭-⑬-⑭)	⑮	551,203,000
控除事業所	①に係る控除床面積	⑤	従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$)	⑯	1,378,007
面積	②に係る控除床面積	⑥	既に納付の確定した従業者割額	⑰	0
課税標準となる	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤)	⑦	資産割額と従業者割額の合計額 (⑰+⑱)	⑱	3,548,600
事業所	②に係る課税標準となる床面積	⑧	既に納付の確定した事業所得税額 (⑰+⑱)	⑲	0
面積	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	この申告により納付すべき事業所得税額 (⑲-⑲)	⑳	3,548,600
資産	資産割額 (⑨×600円)	⑩			
既に納付の	既に納付の確定した資産割額	⑪			

(※)⑩(⑪)は、通常は記載しません。この申告が「修正申告」である場合のみ、最初に申告した資産割額、従業者割額を記載してください。(1円まで記載)

関与税理士 氏名 **M田 次郎** 電話 **0985-##-####**

中途に新設または廃止、またはその両方の事業所の面積は、①から除いて②の方に合計して記載します。

③④の面積がある場合は、別表2非課税明細も提出してください。

⑤⑥の面積がある場合は、別表3特別明細書も提出してください。

⑧⑨、②-④-⑥をしようえで、月割計算を事業所ごとに行います。

面積計算では、100分の1未満は切捨ててください。

⑩1円まで記載してください。

⑫⑬⑭は1円単位まで記載してください。

⑮には別表2非課税明細書、⑯には別表3特別明細書を提出してください。

⑰は、1000円未満切捨ててください。

⑱⑲は1円単位まで記載してください。

⑳⑳では100円未満切捨ててください。

事業所等明細書

第4号様式別表1
記載例

第四十号様式別表一

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称 事業所用家屋の所有者・氏名	所在地及びビル名	資産		事業所床面積 (㉗+㉘)㉙	使用した期間(平成年月日) 同上の月数	従業員数 (㉚)	従業員給与総額 (㉛)	申告区分
				専用床面積 (㉗)	共用床面積 (㉘)					
	1	本店	橋通西1丁目1番1号	令和元年10月1日から	円	円	円	人	783,414,148	999999999
				令和2年9月30日まで	3,460.11	897.14	4,357.25	213		
	計									
	1	M神宮営業所	神宮2丁目2番2号	令和元年10月1日から	円	円	円	人	7,356,553	1-9999-1111-9999
				令和2年9月30日まで	313.79		313.79	4		
	計									
	1			令和元年10月1日から	円	円	円	人	790,770,701	
				令和2年9月30日まで			4,671.04	217		
	計									
	1	M青島店	青島3丁目3番3号	令和元年10月1日から	円	円	円	人	125,223,655	
				令和2年9月30日まで	1,243.26		1,243.26	48		
	計									
	1			令和元年10月1日から	円	円	円	人		
				令和2年9月30日まで						
	計									
	1			令和元年10月1日から	円	円	円	人		
				令和2年9月30日まで						
	計									

1年を通して使用した事業所は明細区分を1に○してください。

事業所が複数ある場合は明細区分ごとに計を記載してください。

中途で新設または廃止した事業所は明細区分を2に○をつけてください。

従業員数は、決算末日または事業所の廃止の日現在の人数を記載してください。

従業員給与総額は期間中に支払われた給与総額を、事業所ごとに記載してください。

中途に新設または廃止した事業所はその年月日を記載し、月割する現在の月数を記載します。※面積はこの明細書では月割計算しません。

中途新設では、新設の日の属する月は含まれません。中途廃止では、廃止の日の属する月は含まれます。

非課税項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記入してください。

障がい者・65歳以上の従業員が他の非課税項目にも該当する場合はこの欄には計上せず、上の欄に記入してください。

期末または廃止の日現在の非課税項目ごとの従業員数を記入してください。

その上で、算定期間中に支払われた非課税項目ごとの給与総額を記入してください。

非課税給与総額は申告書(第44号様式)の⑩の欄に記入してください。

非課税明細書 第44号様式別表2記載例

算定期間	令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	整理番号	事務所区分	事業所コード	申告区分
事業所等の名称	本店	氏名又は個人番号又は法人番号	事務所	999999999	
事業所等の所在地	橘通西1丁目1番1号	名称			

非課税の内訳	資産割	非課税床面積	非課税従業員数	従業員数	非課税従業員給与総額
法第701条の34第3項第26号該当		214.84			
法第701条の34第3項第26号該当					
法第701条の34第3項第26号該当					
障がい者・65歳以上の従業員			6		23,220,128
合計		214.84	6		23,220,128

非課税の内訳	資産割	非課税床面積	非課税従業員数	従業員数	非課税従業員給与総額
円	円	円	人	人	円
法第701条の34第3項第26号該当					
法第701条の34第3項第26号該当					
法第701条の34第3項第26号該当					
障がい者・65歳以上の従業員			6		23,220,128
合計			6		23,220,128

(注意) 事業所等明細書(第44号様式別表1)の床面積、給与総額に非課税分が含まれる場合は必ず添付してください。

ただし、共用部分に係る非課税床面積については、本書では計上せず、共用部分の計算書(第44号様式別表4)に記載してください。

非課税事業所床面積等の合計	214.84	6	23,220,128
---------------	--------	---	------------

共用部分の計算書

第44号様式別表4 記載例

算定期間		令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで		※ 処理事項	整理番号	事務所 区分	事業所コード	申告区分
				氏名又は 個人番号又は 法人番号	株式会社 M社		999999999	
		事業所等の所在地		橋通西1丁目1番1号				
※ ①共用床面積を共用している事業所等が 各々専用している床面積の合計を記入してください。		事業所等の名称	本店	③の 内訳		⑦		
		専用部分の延べ面積	7,060.11					
		①のうち当該事業所部分の延べ面積	3,460.11	消防設備等に 係る共用床面積		⑦		
		②あなたの事業所等の 専用床面積を記入してください。	0.00	全部が非課税となる共用床面積		①		
		③以外の共用床面積	1,830.56	①が非課税となる共用床面積		⑦		
		共用床面積の合計(③+④)	1,830.56	⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積		⑤		
⑥事業所等明細書(第44号様式別表1)の 共用床面積イ欄に記入してください。 なお、1㎡の100分の1未満は切り捨て てください。		事業所床面積となる共用床面積 $\left[\frac{②}{①} \times \frac{④}{①} \right]$	897.14	合計(⑦～⑤)		⑦		
※		事業所等の名称		事業所等の所在地				
		専用部分の延べ面積		③の 内訳		⑦		
		①のうち当該事業所部分の延べ面積		消防設備等に 係る共用床面積		⑦		
		非課税に係る共用床面積		全部が非課税となる共用床面積		①		
		③以外の共用床面積		2分の1が非課税となる共用床面積		⑦		
		共用床面積の合計(③+④)		⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積		⑤		
		事業所床面積となる共用床面積 $\left[\frac{②}{①} \times \frac{④}{①} \right]$		合計(⑦～⑤)		⑦		

(注意) 事業所等明細書(第44号様式別表1)で専用床面積アと共用床面積イとに分かれる場合には、必ず添付してください。

ア～ウ欄は、特定防火対象物である事業所等について、P44を参照して振り分けてください。P44の区分欄が「消防」の場合には、「防災」の場合には非課税区分欄が「全部」か「1/2」かによってそれぞれ、ウに記入してください。ただし、ウは1/2を乗じた後の面積を記入してください。1㎡の100分の1未満は切り捨ててください。エ欄には共用床面積のうちア～ウ以外の非課税に係る面積を記入してください。

第5部

非課税・課税標準の特例・減免

[別表1・別表2・別表3]

[記載項目]

1	主な非課税対象施設	P42
2	別表1 非課税対象施設一覧表	P46
3	別表2 課税標準の特例対象施設一覧表	P49
4	別表3 減免対象施設一覧表	P51

非課税及び課税標準の特例の規定については、地方税法その他の法令等の改正にともない、変更が生じる場合があります。

そのため、この手引きの内容が実際の法令等の定めと異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 主な非課税対象施設

勤労者の福利厚生施設（別表1番号27）

- 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等からの経営委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは

体育館、保養所、医療室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、売店、喫茶室等をいいます。ただし、業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設に該当しません。

例えば、研修所、タクシー乗務員の仮眠室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室等です。

また、会議室等と兼用している場合も非課税に該当しません。

消防用設備・防災施設等（別表1番号31）

- 非課税の対象となる施設は、百貨店・旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で、不特定多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設等で、地方税法施行令第56条の43第2項及び第3項に定めるものをいいます。
- すなわち、表1に掲げる特定防火対象物に設置される表2に掲げる消防用設備及び防災施設等に限られます。
- このため、一般事務用家屋に当該消防用設備及び防災施設等が設置されていても、非課税の対象には該当しません。
- なお、非課税は「表2」に掲げた部分について、一定割合で非課税となります。

路外駐車場（別表1番号28）

- 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、営業形態が時間貸し等で、利用者を特定しない一般公共の用に供する駐車場をいいます。
- 月極め貸し等で利用者を特定している場合は、専用駐車場となり路外駐車場に該当しません。
- 同一駐車場内に「時間貸し」と「月極め貸し」が併設されている場合は、その面積割合により非課税部分を計算します。
- 非課税施設として対象となる範囲は、駐車のために供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及びターンテーブル等を含みます。

消防用設備・防災施設等の非課税の範囲

法 701 条の 34 第 4 項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして政令で定めるもの（政令：地方税法施行令 56 条の 43）

「表 1」特定防火対象物一覧表（消防法施行令別表第 1）

一	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
二	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
三	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
四		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
五	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
六	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、援護施設、乳児院、障がい児入所施設、障がい者支援施設（主として障がいの程度が重い者を入所されるものに限る。）、老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項若しくは第 6 項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活支援事業を行なう施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項若しくは第 10 項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行なう施設（主として障がいの程度が重い者を入所されるものに限る。）
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障がい者福祉センター、障がい者福祉施設（主として障がいの程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項若しくは第 5 項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行なう施設、児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項若しくは第 4 項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行なう施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項、第 8 項、第 10 項若しくは第 13 項から第 16 項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行なう施設（短期入所等施設を除く。）
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
九	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
十六	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
十六の二		地下街
十六の三		建築物の地階（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで（五）項イ（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

「表2」消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

消防用設備等	(1) 消防法第17条の技術上の基準に適合するもの。
	(2) 消防法第17条の2第1項、第17条の3第1項の規定の適用があるもの。
防災施設等	(1) 建築基準法第35条等の規定に適合するもの。
	(2) 建築基準法第3条第2項の適用がある建築物に設置されているもの。

区分	整理番号	非課税対象施設 ※ 非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。	※区分	非課税区分
消防用水槽・ポンプ室・非常用電源等	1	次の設備に係る水槽の設置部分 屋内・・・消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備 屋外・・・消火栓設備・動力消防ポンプ設備・消防用防火水槽 次の設備のポンプが設置されているポンプ室・・・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室(発電室、蓄電池室又は変電室)・・・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分・・・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報器・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	消防	全部
	2	動力消防ポンプの設備の格納庫		
	3	排煙設備の風道(床専有部分)及び排煙機の設置部分		
	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱、簡易消火用具の設置部分		
消火栓薬剤の貯蔵庫避難器具格納	5	消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等	消防	全部
	6	避難器具の設置部分(床専用部分)		
中央管理室等	7	総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器の設置部分	消防	全部
	8	中央管理室(7の部分を除く。)	防災	1/2

区分	整理 番号	非課税対象施設 ※ 非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。	※ 区分	非課税 区分
階段	9	(1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	防災	全部
		(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室 (4) (1)～(3)以外の階段室(防火区画されているものに限る。)		1/2
廊下	10	廊下の部分	防災	1/2
非常用進入口 等	11	避難階における屋外への出入口の部分	防災	1/2
	12	非常用進入口(バルコニーを含む)		全部
非常用エレベ ーター・吹抜 部分等	13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路(機械室を含む)及び乗降口 ピエ	防災	全部
		(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 (防火区画されているものに限る。) (3) 吹抜部分等(防火区画されているものに限る。)		1/2
避難通路	14	避難通路(主要避難通路及び補助避難通路) (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路(宮崎市火災予 防条例の規定により設置するもの)	防災	全部
		(2) (1)以外の避難通路(宮崎市火災予防条例の規定により設 置するもの)		1/2
喫煙所	15	喫煙所(表1の区分の(一)もしくは(四)の建物に限る)	防災	1/2

※ は次の区分です。 消防：消防設備等 防災：防災施設等

※ 消防設備等であっても、当該施設又は設備が壁、天井などに設置されていて、専用床面積のないものについては、適用されません。

非課税対象施設一覧表 別表 1

番号	非課税対象	要件等	適用		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	国及び公共法人等	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法別表第1に規定する公共法人	○	○	法701の34 ①
2	公益法人等	法人税法別表第2に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行なう収益事業以外の事業	○	○	法701の34 ②
3	教育文化施設	博物館法第二条第一項に規定する博物館、その他政令で定める教育文化施設（第十号の四に該当するものを除く。）で図書館、幼稚園	○	○	法701の34 ③(3)
4	公衆浴場	公衆浴場法第一条第一項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの（物価統制令第四条の規定により県知事が入浴料金を定める）	○	○	法701の34 ③(4)
5	と畜場	と畜場法第三条第二項に規定すると畜場	○	○	法701の34 ③(5)
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第一条第三項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34 ③(6)
7	水道施設	水道法第三条第八項に規定する水道施設（当該水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者の管理に属する水道のための取水・貯水・導水・浄水・送水・配水等施設）	○	○	法701の34 ③(7)
8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市町村長の許可若しくは環境大臣の認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集・運搬・処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34 ③(8)
9	病院・診療所等	病院・診療所（医療法）、介護老人保健施設（介護保険法）、看護師・准看護師・歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所	○	○	法701の34 ③(9)
10	社会福祉事業用施設等	生活保護法38条1項（救護・更正・医療保護施設等）、児童福祉法6条の3第10項（小規模保育事業施設）7条1項（保育所・母子生活支援施設・児童擁護施設等）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園）、老人福祉法5条の3（養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設等）、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者支援施設）、社会福祉法2条1項に規定する特定のもの、介護保険法115条の46第1項（地域包括支援センター）、児童福祉法6条の3第9項（家庭的保育事業用施設）11項（居宅訪問型保育事業用施設）12項（事業所内保育事業用施設）	○	○	法701の34 ③(10) ～ (10の9)
11	農林漁業生産施設等	農業・林業・漁業を営む者が直接生産の用に供する施設、農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきょこの栽培施設	○	○	法701の34 ③(11)

番号	非課税対象	要件等	資	従	根拠法令
12	農業協同組合等共同利用施設	[1]農業協同組合・水産業協同組合・森林組合・農事組合法人・農業協同組合連合会・生産森林組合・森林組合連合会の直接生産の用に供する施設 [2]農林水産業者の共同利用に供する施設のうち国の補助金・交付金・株式会社日本政策金融公庫の資金・沖縄振興開発金融公庫の資金・農業近代化資金・漁業近代化資金の貸付けによる設置施設のうち保管・加工・流通用の施設、研修施設、農林水産業の経営の近代化・合理化施設のうち農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○	法 701 の 34 ③(12)
13	農業倉庫	削除	○	○	法 701 の 34 ③(13)
14	卸売市場等	卸売市場法第二条第二項の卸売市場、及びその機能を補完するものとして付設集団売場の施設、卸売または仲卸しの業務に必要な倉庫・冷蔵庫・処理加工施設・配達センター・計算センター、生鮮食料品等の保管施設	○	○	法 701 の 34 ③(14)
15	熱供給事業用施設	削除	○	○	法 701 の 34 ③(15)
16	電気事業用施設	電気事業法第二条第一項第八号「一般送配電事業」、第十号「送電事業」、第十四号「発電事業用施設」…第十八号（発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路、電圧三十ボルト未満の電氣的設備で電圧三十ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないもの）	○	○	法 701 の 34 ③(16)
17	ガス事業用施設	ガス事業法第二条第一項の一般ガス事業、第三項の簡易ガス事業の用に供する施設（ガス工作物、当該施設の工事・維持・運用に関する保安のための巡視・点検・検査・操作・ガス供給のためのガス発生設備・ガスホルダー・ガス精製設備・排送機・圧送機・整圧器・導管・受電設備・これらの附属設備）	○	○	法 701 の 34 ③(17)
18	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構からの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち高度化事業等の用に供する施設	○	○	法 701 の 34 ③(18)
19	総合特別区域施設	総合特別区域法に規定する事業を行う者が、市町村から貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設	○	○	法 701 の 34 ③(19)
20	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法 701 の 34 ③(20)
21	自動車運送事業用施設	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る）、貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法に規定する鉄道運送事業者の行う貨物運送及び同法に規定する航空運送事業者の行う第二種貨物利用運送事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法 701 の 34 ③(21)

番号	非課税対象	要件等	資	従	根拠法令
22	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバス・ターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法 701 の 34 ③(22)
23	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの	○	○	法 701 の 34 ③(23)
24	電気通信事業用施設(携帯電話・自動車電話を除く)	専ら公衆の利用を目的として電気通信事業法に規定する電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	法 701 の 34 ③(24)
25	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法に規定する一般信書便事業者が事業の用に供する一定の施設	○	○	法 701 の 34 ③(25)
26	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に掲げる業務の用に供する施設	○	○	法 701 の 34 ③(25 の 2)
27	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置し、事業を行う者等が雇用する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設	○	○	法 701 の 34 ③(26)
28	路外駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場のうち、都市計画において定められた都市計画駐車場等(一般公共の用に供されるものに限る)	○	○	法 701 の 34 ③(27)
29	駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐輪場	○	○	法 701 の 34 ③(28)
30	高速道路事業用施設	東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)西日本高速道路(株)等が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	法 701 の 34 ③(29)
31	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等	○	—	法 701 の 34 ④
32	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者等がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	法 701 の 34 ⑤

課税標準の特例対象施設一覧表 別表2

番号	特例対象	要件等	適用		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①(1)
2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①(2)
3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの	3/4	—	法701の41 ①(3)
4	産業廃棄物処理等事業者用施設	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で事務所以外の一定の施設	3/4	1/2	法701の41 ①(4)
5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	法701の41 ①(5)
6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて設置される大規模野菜低温貯蔵庫及び消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	法701の41 ①(6)
7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち 包装、びん詰、たる詰、その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	法701の41 ①(7)
8	木材市場、木材保管施設	せり売り等により定期的に開設される木材市場又は木材販売業者、製材業者等が事業の用に供する木材保管施設	3/4	—	法701の41 ①(8)
9	ホテル、旅館用施設	旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設	1/2	—	法701の41 ①(9)
10	港湾施設(旅客施設等)	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所及び船舶役務用施設	1/2	1/2	法701の41 ①(10)
11	港湾施設(上屋及び倉庫)	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	法701の41 ①(11)
12	外国貿易用コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき用施設	1/2	—	法701の41 ①(12)
13	一般港湾運送事業用上屋等	港湾運送事業法の規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	法701の41 ①(13)
14	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	法701の41 ①(14)
15	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	法701の41 ①(15)
16	公共飛行場設置施設(非課税に掲げるものを除く)	公共の飛行場に設置される施設で、格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、整備用資材保管施設、旅客カウンター、待合室、ロビー等	1/2	1/2	法701の41 ①(16)

番号	特例対象	要件等	資	従	根拠法令
17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等で事務所以外の施設	1/2	1/2	法701の41 ①(17)
18	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	法701の41 ①(18)
19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法に規定する特定信書便事業者が本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①(19)
20	心身障がい者多数雇用事業所等	心身障がい者を多数雇用する事業所等で障がい者の雇用の促進等に関する法律の助成金の支給を受けている施設	1/2	—	法701の41 ②
21	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの	1/4	—	法附則 33⑤
22	企業主導型保育事業施設	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が行う一定の保育事業の用に供する施設	3/4	3/4	法附則 33⑥

減免対象施設一覧表 別表3

法 701 の 57 昭 51. 9. 10 市町村税課長内かん 宮崎市税減免の基準に関する規則第 7 条

区分	番号	減免対象	要件等	適用		証明書类等
				資産割	従業者割	
交通関係	1	タクシー事業用施設	タクシー台数が 250 台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部	免許を受けた事を証する書類等
	2	指定自動車教習所	道路交通法第 99 条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	公安委員会の指定を受けた証書
	3	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設	下記計算のとおり		許可を受けた事を証する証書
減免割合 = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行 km の合計数}}{\text{事業者の本来の事業に係るバス走行 km の合計数}} \times \frac{1}{2}$						
港湾・倉庫関係	4	倉庫及び上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で市内の施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000 m ² 未満であるもの	全部	全部	倉庫業の許可又は港湾事業の免許を受けた事を証する書類
	5	コンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	港湾法第 2 条第 4 項に規定する臨港地区として定められるべき地区において外国貿易のため外国航路に就航する船舶により、運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	
食品関係	6	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	販売免許の証明書类等
	7	つけものの製造用施設	野菜又は果実(梅に限る)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	
	8	果実飲料等の保管用倉庫	日本農林規格第 2 条の規定による果実飲料、炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(倉庫の合計面積が 3,000 m ² 以下の場合に限る)	1/2	—	中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業が対象
中小企業	10	小規模企業者等設備導入資金助成施設	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付を受けて設置された施設で、高度化事業用施設に該当するもの	全部	全部	資金の貸付を証する書類
農業等関係	11	農林中央金庫等	農林中央金庫、商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	
	12	農業協同組合等の共同利用施設	農業・水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号の施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容施設等施設を除く)	全部	全部	
区分	番号	減免対象	要件等	資	従	証明書类等

	13	機械染色整理業の保管用施設	ねん糸・かさ高加工系（専門に限る）織物及び綿の製造を行う者並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業者に該当する者が当該事業に係る原材料又は製品の保管等の用に供する施設	1/2	—	
その他	14	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管の用に供する施設（小物保管を除く）	1/2	—	当該面積が判定できる図面等
	15	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が、当該事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	—	
	16	ビルメンテナンス業の事業用施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業員のうち当該事業に従事する者	—	全部	当該従業員の支払給与総額明細
	17	列車内食堂・売店等事業用施設	列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業員のうち、当該事業に従事する者	—	1/2	当該従業員の支払給与総額明細
	18	教科書出版事業用施設	教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合の当該事業用施設	1/2	1/2	
	19	演劇興行業用施設	地方税法第72条の2第8項28号に規定する演劇興行業の用に供する施設で次に掲げるもの ①公益性を有すると認められるもの ②定員制劇場で、舞台等が客席部分の延べ面積に比し、広大であると認められるもの	1/2	—	
	20	い 藺製品の製造用施設	藺製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花 ^{はなむしろ} 簗に係るものを含む）	1/2	—	
	21	粘土かわら製造用施設	粘土かわら製造業の用に供する施設で、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	1/2	—	

天災等による減免

損害の程度	減免の割合
全壊、流出、埋没等により事業所用家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	資産割の全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該事業所用家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	資産割の10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該事業所用家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	資産割の10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該事業所用家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	資産割の10分の4

地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）のお知らせ

●「eLTAX（エルタックス）」による電子申告を行うことができます
事業所税の申告等に必要な書類をパソコンで作成し、そのままインターネット経由でご提出いただけます。（事前の利用届が必要です。）
なお、このシステムは各種項目や税額が自動で入力、計算できるほか、添付書類も作成することができます。
詳しくは、地方税共同機構ホームページまたはヘルプデスクまでお問い合わせください。

●「eLTAX（エルタックス）」による電子納税を行うことができます
2019年10月から、事業所税を含む一定の地方税について、納税義務者がeLTAX運営主体が運営する共通納税システムを利用することで、全地方団体に対して、一度の手続きで電子納税することができる仕組みが導入されました。
詳しくは、地方税共同機構ホームページまたはヘルプデスクまでお問い合わせください。

事業所税に関する主な利用可能手続き

- 資産割、従業者割の納付申告
- 免税点以下の申告
- 事業所用家屋の貸付申告

地方税共同機構

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

eLTAX ヘルプデスク 0570 - 081 - 459

発行 令和2年4月1日

宮崎市 税務部 市民税課

宮崎市橘通西1丁目1番1号

(TEL)0985-21-1742 (FAX)0985-38-9557

宮崎市ホームページ <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>